

写

事務連絡

平成18年 8月30日

各登録認証機関（別記1） 御中

厚生労働省医薬食品局  
審査管理課医療機器審査管理室

指定管理医療機器の適合性チェックリストの一部訂正について

平成17年3月31日付け薬食機発第0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」については、通知別添のうち、別表に掲げる3のチェックリストの内容に誤りがあったため、別添への差し替えをお願いします。

なお、本事務連絡の写しを各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本医療機器産業連合会、在日米国商工会議所医療機器・ＩＶＤ小委員会、欧州ビジネス協会医療機器委員会及び薬事法登録認証機関協議会あて送付することとしています。

(別記 1)

テュフズードジャパン株式会社

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

株式会社ユーエルエーペックス

ビーエスアイジャパン株式会社

財団法人日本規格協会

S G S ジャパン株式会社

株式会社コスマス・コーポレイション

財団法人日本品質保証機構

株式会社シュピンドラー・アソシエイツ

日本化学キュエイ株式会社

財団法人電気安全環境研究所

財団法人医療機器センター

(別 表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の別表	適合性チェックリスト
14	頭蓋計測用一体型X線診断装置
338	低周波・電位・温熱組合せ家庭用医療機器
339	低周波・温熱・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の14  
基本要件適合性チェックリスト（頭蓋計測用一体型X線診断装置）

第一章 一般的の要求事項

基本要件	当該機器への適用 ・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計)			
第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されなければならない。	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
(リスクマネジメント)			
第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的の要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能)			
第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号）
(製品の寿命)			
第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号）  JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(輸送及び保管等)			
第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号）  JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(医療機器の有効性)			
第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。  便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS Z4711：診断用一体形X線発生装置 性能 (1) 管電圧 (2) 撮影用タイマ(*1) (3) 管電流時間積(*1) (4) X線出力の再現性 (5) 相隣る設定値におけるX線出力の直線性 *1：(2)項及び(3)項は機能がある場合のみ適用する。 なお、いずれか一方は必ず適用される。  JIS Z 4102：医用X線管 性能 (1) 焦点寸法  デジタル画像収集又は処理部がある場合適用する。

		JIS Z4752-3-4 : 医用画像部門における品質維持の評価 及び日常試験方法 第3－4部：受入試験 歯科用X線装置の画像性能 (1) ラインペア解像度 (2) 低コントラスト解像度
--	--	---

## 第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。			
一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	不適用 不適用 適用	発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性／生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。 また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	

5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み制御器を用いている場合に該当）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器でない。	
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	

染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。			
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、医療機器に組み込まれたヒトかつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織はこの機器には含まれてはいない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器でない。	

に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。			
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。 (製造又は使用環境に対する配慮)	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	適用 (組み合わせを行う場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971 : 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 21. 機械的強度 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常な使用時における安定性 25. 飛散物 28. 懸垂機構 45. 圧力容器及び圧力を受ける部分 56. 11 c) 意図しない作動
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	JIS Z 4703 : 医用X線機械装置通則 6. 構造  JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 10. 2. 2 電源(電源電圧の変動)

			49. 電源の遮断  JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 - 第2節：副通則 - 電磁両立性 - 要求事項及び試験 36.202 イミュニティ
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用		
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 56.11 d) 液体の侵入
五 検体を誤認する危険性	不適用		
六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	不適用	研究又は治療を行う機器ではない。	
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971 : 医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用
2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 25. 飛散物 42. 過度の温度 43. 火事の防止 52. 異常作動及び故障状態 56. 部品及び組立一般で関連する部分 57. 電源部：部品及び配置 59. 構造及び配置
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 6.8.2 j) 環境保護
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	

2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならぬ。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	<p>JIS Z4711 : 診断用一体形X線発生装置 性能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管電圧</li> <li>(2) 撮影用タイマ(*1)</li> <li>(3) 管電流時間積(*1)</li> <li>(4) X線出力の再現性</li> <li>(5) 相隣る設定値におけるX線出力の直線性</li> </ul> <p>*1 : (2) 項及び(3)項は機能がある場合のみ適用する。 なお、いずれか一方は必ず適用される。</p> <p>JIS Z 4102 : 医用X線管 性能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 焦点寸法</li> </ul> <p>JIS Z4703 : 医用X線機械装置通則 性能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衝撃</li> <li>(2) 許容差</li> <li>(3) 安定性</li> </ul>
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の溯及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項</p> <p>6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)</p>
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第11条第5項で引用している項目</p> <p>JIS Z4701 : 医用X線装置通則においてチェックリストの第11条第4項、第11条第5項、第11条第6項及び第11条第7項で引用している項目</p>

			JIS Z4711 診断用一体型X線発生装置においてチェックリストの第11条第3項、第11条第5項、第11条第6項及び第11条第7項で引用している項目
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	医療上その有用性が放射線の照射に伴うリスクを上回ると判断される特定の医療目的に使用される医療機器ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	JIS Z 4711 : 診断用一体形X線発生装置 8.4.9 (1) 作動状態の表示
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合) 適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的な要求事項 29.2 (CRTが該当)  JIS Z4701 : 医用X線装置通則 8.4 漏れX線 8.7 一次防護遮へい体 8.8 迷X線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されなければならない。	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的な要求事項 6.8.3. 技術解説書 a) 一般  JIS Z4701 : 医用X線装置通則 13. 附属文書  JIS Z4711 : 診断用一体形X線発生装置 11. 表示
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z4701 : 医用X線装置通則 8.2 X線ビームの範囲の制限及び表示 8.3 X線照射野と受像面との関係  6.1 管電圧

			<p>6.3 撮影用タイマ(*1)      6.4 管電流時間積(*1)      8.4.9 (2) X線条件の表示      *1: 6.3 項及び 6.4 項は機能がある場合のみ適用する。      なお、いずれか一方は必ず適用される。</p>
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	<p>JIS Z4701 : 医用 X 線装置通則      8.1 線質      8.5 焦点皮膚間距離      8.6 X 線ビームの減弱</p> <p>JIS Z4711 : 診断用一体形 X 線発生装置      8.4.9 X 線発生装置の表示      (3) X 線出力の表示      8.7 X 線放射の制御</p> <p>「医療用エックス線装置基準」(告示第 75 号      平成 13 年 3 月 22 日)      2 医療用エックス線装置      4 撮影用エックス線装置</p>
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的要求事項      49 電源の遮断      52 異常作動及び故障状態</p> <p>JIS Z4703 : 医用 X 線機械装置通則      6.3 動く部分</p> <p>JIS T 14971 : 医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ	不適用	臨床パラメータをモニタす	

以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。		る機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項－第2節：副通則－電磁両立性－要求事項及び試験 36. 201 エミッション
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項－第2節：副通則－電磁両立性－要求事項及び試験 36. 202 イミュニティ
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 7. 電源入力 13. 一般 14. 分類に関する要求事項 15. 電圧及び／又はエネルギーの制限 16. 外装及び保護カバー 17. 分離 18. 保護接地、機能接地及び等電位化 19. 連続漏れ電流及び患者測定電流 20. 耐電圧 52. 異常作動及び故障状態 56. 部品及び組立一般 57. 電源部 58. 保護接地 59. 構造及び配置  JIS Z4711 : 診断用一体形X線発生装置 8. 1. 8 高電圧側耐電圧
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21. 機械的強度 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常な使用時における安定性 25. 飛散物 28. 懸垂機構  JIS Z4703 : 医用X線機械装置通則 6. 構造 7. 安全
2 医療機器は、振動発生が仕様	不適用	リスクになる振動を発生す	

上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。		る機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用(永久設置形機器でない場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 56.3 a) 接続器の構造
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分（意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。）及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。 (エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 42. 過度の温度
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者（医療	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	

機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。) にとつて、容易に理解できるものでなければならない。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
（製造業者・製造販売業者が提供する情報）			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的な要求事項</p> <p>6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-1 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的な要求事項 第1節 : 副通則 医用電気システムの安全要求事項</p> <p>6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部 : 安全に関する一般的な要求事項 - 第2節 : 副通則 - 電磁両立性 - 要求事項及び試験</p> <p>6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、</p>

			<p>附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS Z4701 : 医用 X 線装置通則 12. 表示 13. 附属文書</p> <p>JIS Z4711 : 診断用一体形 X 線発生装置 11. 表示</p> <p>JIS Z4703 : 医用 X 線機械装置通則 10. 取扱説明書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第 0310003 号 平成 17 年 3 月 10 日）</p> <p>JIS T 14971 : 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
(性能評価)			
<p>第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。</p> <p>2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）に従って実行されなければならない。</p>	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第 0331032 号 平成 17 年 3 月 31 日）第 2 の 1 別紙 2

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の339  
基本要件適合性チェックリスト（低周波・温熱・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器基準）

第一章 一般の要求事項

基本要件	当該機器への適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  該当機器に適用されるべき最新技術に立脚した JIS、その他の安全規格に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器  低周波は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目  温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目  電気マッサージは JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）  JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用

(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）  JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  便益性を検証するためには、認知された規格に適合していることを示す。	JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器への適用 性能項目としては以下が挙げられる。 低周波は (1) 最大出力電流 (2) 基本周波数 (3) 定格出力電圧 温熱は (1) 導子部の温度 電気マッサージは (1) エア圧力：エア機能をもつ機器 (2) もみ回数：もみ機能をもつ機器 (3) たたき回数：たたき機能をもつ機器 (4) 振動回数：振動機能又は振動機能をもつ機器 (5) 施療部移動速さ：施療部移動機能をもつ機器

## 第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

<p><b>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。</b></p> <p>一 毒性及び可燃性</p>			
<p>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</p> <p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>適用</p> <p>不適用</p> <p>適用</p>	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>毒性／生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。</p> <p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>低周波は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>電気マッサージは JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器8. 構造 JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求事項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器8. 構造 JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれ</p>

			<p>に類する電気機器の安全性—第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個 別要求事項 18. 耐久性</p> <p>電気マッサージは JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造</p> <p>JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれ に類する電気機器の安全性—第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事 項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキ ング性</p>
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。 また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造	不適用	一般的に感染及び微生	

<p>工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。</p> <p>一 取扱いを容易にすること。</p> <p>二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。</p> <p>三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。</p>		<p>物汚染に関するリスクがある機器ではない。</p>	
<p>2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。</p>	不適用	<p>生物由来の物質を組み込む機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。</p>	不適用	<p>非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。</p>	
<p>4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。</p>	不適用	<p>ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。</p>	

5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点では無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	

(製造又は使用環境に対する配慮)

医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	不適用	他の機器と組合せて使用されることはない。	
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

		<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>電気マッサージは JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 8. 構造 JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p>
二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関する危険性	適用	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 4. 一般要求事項 9. 表示及び取扱説明書</p> <p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 15. 耐湿性 22. 構造</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 15. 耐湿性 22. 構造</p>

			電気マッサージは JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれ に類する電気機器の安全性—第 2-32部：マッサージ器の個別要求事 項 15. 耐湿性 22. 構造
三 通常の状態で使用中に接触する可能 性のある原材料、物質及びガスとの同時 使用に関連する危険性	不適用	通常の使用手順の中で 同時に使用される各種 材料、物質及びガスを 意図して使用する機器 ではない。	
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険 性	適用	認知された規格に従つ てリスク管理が計画・ 実施されていることを 示す。	JIS T 14971：医療機器－リスクマ ネジメントの医療機器への適用  温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体認識はおこなわな い。	
六 研究又は治療のために通常使用され る他の医療機器又は体外診断用医薬品 と相互干渉する危険性	適用	認知された規格・基準 の該当する項目に適合 することを示す。	JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材 料が劣化する場合又は測定若しくは制 御の機構の精度が低下する場合などに 発生する危険性	適用	認知された規格に従つ てリスク管理が計画・ 実施されていることを 示す。	JIS T 14971：医療機器－リスクマ ネジメントの医療機器への適用

2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項 19. 異常運転 22. 構造 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : 家庭用熱療法治療器の個別要求事項 19. 異常運転 22. 構造 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : マッサージ器の個別要求事項 19. 異常運転 22. 構造 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p>
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書

(測定又は診断機能に対する配慮)

第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるよう設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	

4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならぬ。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	

7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。		<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>低周波は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 19. 異常運転</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 19. 異常運転</p> <p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第三部：マッサージ器の個別要求事項 19. 異常運転</p>
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直結する機器ではない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直結する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメーターをモニタする機器ではない。	

5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づく基準J55014-1の要求事項に適合する。
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器        5. 一般要求事項        6. 電気機器としての安全性          低周波は        JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部        2-209部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項        6. 分類        8. 充電部への接近に対する保護        13. 運転時における漏えい電流及び耐電圧        15. 耐湿性        16. 漏えい電流及び耐電圧        17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護        19. 異常運転        22. 構造        23. 内部配線        29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離          温熱は        JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部        2-211部 : 家庭用熱療法治療器の個別要求事項        6. 分類        8. 充電部への接近に対する保護        13. 運転時における漏えい電流及び耐電圧        15. 耐湿性        16. 漏えい電流及び耐電圧        17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護        19. 異常運転        22. 構造        23. 内部配線        29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離</p>
--	----	-------------------------------------	---

			<p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部:マッサージ器の個別要求事項</p> <p>6. 分類 8. 充電部への接近に対する保護 13. 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 15. 耐湿性 16. 漏えい電流及び耐電圧 17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護 19. 異常運転 22. 構造 23. 内部配線 29. 積間距離、沿面距離及び固体絶縁</p>
--	--	--	---

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>電気マッサージは JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 8. 構造 JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p>
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。	

3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 25. 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 25. 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第三部：マッサージ器の個別要求事項 25. 電源接続及び外部可とうコード</p>
5 医療機器のうち容易に触れるところでのり部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 11. 温度上昇</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 11. 温度上昇</p> <p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第三部：マッサージ器の個別要求事項 11. 温度上昇</p>
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 7. 性能

2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 7. 性能 8. 構造
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書  低周波は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明  温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : 家庭用熱療法治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明  電気マッサージは JIS C 9335-2-32 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一部 : マッサージ器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明

(自己検査医療機器等に対する配慮)

第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	<p>認知された規格に従い、機器のリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書</p> <p>低周波は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明</p> <p>電気マッサージは JIS C 9335-2-32：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-32部：マッサージ器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	臨床試験を必要とする機器ではない。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の338  
基本要件適合性チェックリスト（低周波・電位・温熱組合せ家庭用医療機器基準）

第一章 一般の要求事項

基本要件	当該機器への適用不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	適用	<p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 低周波、電位は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p>

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）  JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）  JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。	JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器への適用 性能項目としては以下が挙げられる 低周波は (1) 最大出力電流 (2) 基本周波数 (3) 定格出力電圧 電位は (1) 定格出力電圧の実効値 (2) 出力電圧のピーク値 温熱は (1) 導子部の温度

## 第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

<p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 毒性及び可燃性</li> <li>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</li> <li>三 硬度、摩耗及び疲労度等</li> </ul>	<p>適用</p>	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>低周波、電位は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>電位は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造</p> <p>温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造 JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 18. 耐久性</p>
---	-----------	--	--

2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。 また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	電位、温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	

染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 減菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	減菌状態で出荷される機器ではない。	

7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	

(製造又は使用環境に対する配慮)

医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければなければならない。	不適用	他の機器と組合せて使用されることはない。	
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>低周波、電位は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険</p>

二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関連する危険性	適用	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>21. 機械的強度 22. 構造</p> <p>JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 4. 一般要求事項 9. 表示及び取扱説明書</p> <p>低周波は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 15. 耐湿性 22. 構造</p> <p>電位は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造 JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用電気治療器の個別要求事項 15. 耐湿性 22. 構造</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 15. 耐湿性 22. 構造</p>
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	<p>通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。</p>	
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	<p>認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>電位、温熱は JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 8. 構造</p>
五 検体を誤認する危険性	不適用	<p>検体認識はおこなわない。</p>	

六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 :組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971 :医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用
2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	低周波、電位は JIS C 9335-2-209 :家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 19. 異常運転 22. 構造 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性  温熱は JIS C 9335-2-211 :家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 19. 異常運転 22. 構造 30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009 :組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	

4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	不適用	この機器は、診断或いは測定機能を有していない。	
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	

7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。		認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  低周波、電位は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 19. 異常運転  温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 19. 異常運転
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直結する機器ではない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直結する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメーターをモニタする機器ではない。	

5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	低周波、温熱は電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づく基準J55014-1の要求事項に適合する。  電位は 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づく基準J55014-1の要求事項に適合する。ただし無線周波エネルギーを意図的に発生する機器については、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第2項の規定に基づく基準J55001の要求事項に適合する。
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 2009 : 組合せ家庭用医療機器        5. 一般要求事項        6. 電気機器としての安全性         低周波、電位は        JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項        6. 分類        8. 充電部への接近に対する保護        13. 運転時における漏えい電流及び耐電圧        15. 耐湿性        16. 漏えい電流及び耐電圧        17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護        19. 異常運転        22. 構造        23. 内部配線        29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離         温熱は        JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性第一第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項        6. 分類        8. 充電部への接近に対する保護        13. 運転時における漏えい電流及び耐電圧        15. 耐湿性        16. 漏えい電流及び耐電圧        17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護        19. 異常運転        22. 構造        23. 内部配線        29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離     </p>
--	----	-------------------------------------	---

(機械的危険性に対する配慮)				
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	低周波、電位は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造  温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 20. 安定性及び機械的危険 21. 機械的強度 22. 構造	
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。		
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。		
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	低周波、電位は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 25. 電源接続及び外部可とうコード  温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第二部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 25. 電源接続及び外部可とうコード	
5 医療機器のうち容易に触れることでできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	低周波、電位は JIS C 9335-2-209 : 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 11. 温度上昇  温熱は JIS C 9335-2-211 : 家庭用及びこれ	

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	に類する電気機器の安全性—第一部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 11. 温度上昇 JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 7. 性能
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 7. 性能 8. 構造
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者（医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。）にとって、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書  低周波、電位は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用電気治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明  温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第一部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用にあたって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	<p>認知された規格に従い、機器のリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS T 2009：組合せ家庭用医療機器 9. 表示及び取扱説明書</p> <p>低周波、電位は JIS C 9335-2-209：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明</p> <p>温熱は JIS C 9335-2-211：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項 7. 表示及び取扱説明</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	臨床試験を必要とする機器ではない。	